

赤磐市移住就業支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 赤磐市は、岡山県が策定したおかやま創生総合戦略及び赤磐市が策定した赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、岡山県内への移住及び岡山県内における定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、岡山県と共同して行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から赤磐市に移住した者が第4条に定める要件に該当する場合には、予算の範囲内において、移住支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県移住支援事業（就業・企業の場合）・マッチング支援事業実施要領（令和元年6月5日制定）、岡山県移住支援事業（テレワークの場合）実施要領（令和3年4月1日制定）、赤磐市補助金等交付規則（平成17年赤磐市規則第56号）及びこの告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住とは、赤磐市へ住民票を異動し、生活の本拠を赤磐市へ移すことをいう。
- (2) 条件不利地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村をいう。ただし、政令指定都市を除く。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、2人以上の世帯の場合にあつては1世帯当たり100万円、単身の場合にあつては1人当たり60万円とする。

(交付対象者)

第4条 支援金交付の対象者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号又は第3号に定める要件に該当し、かつ、2人以上の世帯として申請する場合は、第4号に定める要件を満たす者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次のアからウまでに掲げる要件に全て該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を異動する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住し、又は、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を異動する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。ただし、東京23区への通勤の期間については、住民票を異動する3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる要件に全て該当すること。

(ア) 地方創生推進交付金の交付決定がされた後であつて、岡山県において移住支援事業の詳細が公表された後に、赤磐市に転入したこと。

(イ) 支援金の申請時において、赤磐市に転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 赤磐市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる要件に全て該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本国籍を有すること、又は外国籍であつて、永住者、日本国籍を有する者の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他岡山県知事又は市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる要件に全てを該当すること。

(ア) 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、岡山県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した求人を行う法人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族関係にある者が代表者、取締役などの経営

を担う職務を行っている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて支援金の対象法人として登録された法人に就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(オ) 求人への応募日が、マッチングサイトに(イ)の求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

県の行うプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は内閣府地方創生推進室が行う先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者であって、次に掲げる要件に全て該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、県内に本店又は事業所を有する法人の、県内に所在する事業所に就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(イ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(ウ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(エ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ テレワークの場合

次に掲げる要件に全て該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(3) 起業に関する要件

申請時において、1年以内に岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) 世帯に関する要件（2人以上の世帯として申請する場合のみ）

次に掲げる要件に全て該当すること。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、地方創生推進交付金の交付決定がされた後であって、岡山県において移住支援事業の詳細が公表された後に、赤磐市に転入したこと。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支援金の申請時において赤磐市に転入後3か月以上1年以内であること。
- オ 申請者を含む世帯員がいずれも、赤磐市暴力団排除条例第2条に定める暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、赤磐市移住就業支援事業における移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関の発行した写真付き身分証明書の提示により本人確認ができる書類
- (2) 第4条第1号アの移住元の住民票の除票の写しその他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（2人以上の世帯として申請する場合にあつては、第4条第3号アの要件も確認できる書類）
- (3) 転入後の住民票の写し（2人以上の世帯として申請する場合にあつては、第4条第4号イの要件も確認できる書類）
- (4) 第4条第2号に係る就業証明書（同条第2号に定める就業に関する要件のうち、アの要件を満たす場合にあつては様式第2-1号、イの要件を満たす場合にあつては様式第2-2号、ウの要件を満たす場合にあつては様式第2-3号）又は同条第3号に係る岡山県が通知した起業支援金の交付決定書の写し
- (5) 東京23区以外の東京圏のうち条件不利地域以外の地域から雇用保険の被保険者として企業等に雇用されていた者として東京23区に通勤していた場合にあつては、第4条第1号アの勤務要件を満たす在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
- (6) 東京23区以外の東京圏のうち条件不利地域以外の地域から法人経営者又は個人事業主として東京23区に通勤していた場合にあつては、第4条第1号アの通勤要件を満たすIn勤地、在勤期間を確認できる書類
- (7) 東京圏のうち条件不利地域以外の地域から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合にあつては、第4条第1号アの要件を満たすIn学期間、

卒業校を確認できる書類

(8) 赤磐市移住就業支援事業における移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書
(様式第1号の2)

(9) 移住元の市区町村における直近1年間の市区町村税の滞納がないことを証明する
書類

(10) その他市長が必要と認める書類
(交付決定)

第6条 前条の規定に基づく申請があったときには、その内容を審査し、第4条に定める要件に該当すると認められるときは、赤磐市移住就業支援事業における移住支援金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。当該審査の結果、要件に該当しないこと、又は予算上の制約等により、支援金の交付をしないことを決定した場合も、同様とする。

2 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 支援金の申請日から5年以内に赤磐市での居住が困難となったとき又は支援金の申請から1年以内に就業先を在職することが困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 岡山県知事又は市長から支援金に関する報告及び立入調査を求められたときは、これに協力しなければならない。

(支援金の交付)

第7条 前条の交付決定を行った申請者に対しては、交付決定の日から3か月以内に支援金を交付するものとする。

(支援金の請求)

第8条 第6条の規定に基づく交付決定を受けた者は、速やかに赤磐市移住就業支援事業における移住支援金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(再交付の申請)

第9条 第6条の交付決定を受けた者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を申請する場合は、赤磐市移住就業支援事業における移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(再交付の決定等)

第10条 市長は、前条の再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、赤磐市移住就業支援事業における移住支援金交付決定通知書を再発行し、当該通知書の右上部に「再交付」と明記した上で、申請者に交付するものとする。

(返還請求)

第11条 市長は、支援金の交付を受けた者が次に掲げる場合に該当するときは、支援金の返還を請求できるものとする。ただし、就業先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、市長が認めて岡山県知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 支援金の申請日から3年未満に赤磐市外へ転出した場合
- ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たさず職を辞した場合
- エ 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

- ア 支援金の申請日から3年以上5年以内に赤磐市外へ転出した場合
- (その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年5月18日告示第63号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和2年5月18日告示第63号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年8月19日告示第99号)